

鎌倉市議会委員会条例の一部を改正する条例

鎌倉市議会委員会条例（昭和 27 年 9 月条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 施行日において地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）附則第 2 条第 1 項に規定する旧教育長（以下「旧教育長」という。）が在職する場合においては、施行日から旧教育長の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日）までの間に限り、改正後の鎌倉市議会委員会条例第 18 条の規定は適用せず、改正前の鎌倉市議会委員会条例第 18 条の規定は、なおその効力を有する。